

地域再生計画

1 地域再生計画の申請主体の名称

新城市

2. 地域再生計画の名称

森林総合産業の創出

3. 地域再生の取組を進めようとする期間

取組の期間は、次の3段階で計画。

第1段階 2004.6～2005.3

「自然の叡智」をテーマとする「愛・地球博」が愛知県で開催される2005年までを第1段階とし、森林総合産業の足がかりを確立。

第2段階 2005.4～2008.3

地球温暖化防止の世界の約束・「京都議定書」の第1約束期間の最初の年までを第2段階とし、取組の全体的な仕組みを確立。

第3段階 2008.4～2012.3

「京都議定書」の第1約束期間の最終年を目安に持続可能社会システムの一環としての森林総合産業を確立、軌道にのせる。

4. 地域再生計画の意義及び目標

森林が放置され、荒廃している。山村の過疎・高齢化やそれに伴う林業従事者の不足、産業として成り立ちにくい木材関連業をとりまく厳しい状況が、その背景にある。

「森林総合産業の創出」は、豊かな地域資源である森林・木材とのかかわりを見直し新たな関係性を構築することにより、森林や木材にかかわる暮らしと経済活動を再

生しようとするものである。森林や木を第 1 次産業としての林業や第 2 次産業としての製材業の対象のみに限定しないで、広く森林の多様な機能と多様な価値(生物多様性保全、地球環境保全、土砂災害防止・土壌保全、水源涵養、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、物質生産など)に着目し、森林管理、森林教育、新エネルギー供給(木質バイオマス利用)、自然循環型農業(木材の炭化肥飼料など)、滞在体験型観光、木材の加工生産の川上への集約・再編など新規事業化を促進するとともに雇用機会を増やすなど産業活動を活発化する。また、森林資源を活用する能力をもった人材(基幹林業労働者、森林土木作業員、森林施業管理者、自然環境学習指導員、森林作業インストラクター、森林資源の商品化プランナー、市民参加の森づくりボランティアリーダーなど)や森林で働きたい若者をさまざまな角度(森林の多様な機能・多様な価値をいかす方向)から発掘し登録するとともに、森林に関する知識と技術を修得する場所と機会を整備し人材を育成する。

基本は、林業や製材業であるが、それをベースにしながらもエネルギー政策や環境政策、教育・文化政策、観光政策などにおけるビジネスチャンスを公共財としての森林の環境面に配慮した複合的で総合的な産業として確立する。本産業を成立させる財政基盤の一部は流域市町村およびその住民が負担する「水源税」(仮称)として想定している。

取組は、行政と企業、大学研究機関や住民およびボランティア活動団体を結合した第 5 セクターともいべき組織を中心に行うこととしており、多様で自主的な活動が期待できる。

5. 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

森林総合産業は、森林の多様な機能と多様な価値に着目して森林(自然)と人々の健全なかかわりを再構築するものである。これによって、トータルな人間力の回復と再生、森林にかかわる地域の経済活動の再編と活性化がはかられる。

具体的には、計画の第 3 段階終了(2012 年)までに過去 30 年間でほぼ半減した林業従事者や製材所およびその従事者の数をこの計画の取組期間において回復(林業従事者数を約 50 人増、製材所あるいはそれに代わる事業所 30 増など)することをめざす。また、林業従事者と製材所という森林にかかわる基幹部分の回復をベースに、その他の教育・学習、文化やエネルギー利用、環境活動、観光事業といった側面のトータルにおいて計画の第 1 段階終了(2005 年 3 月)を目安に約 100 人程度の新規雇用機会を創出する。

また、ボランティア活動を中心にした市民参加の森づくりは、潜在的な森林職能者の育成につながるとともに新たなビジネスチャンスの創出を可能にする。

なお、社会が高度・複雑化し、「うつ病の時代」といわれる中(年間3万人余の自殺者)、森林(自然)とのふれあいは人々を元気にする。この効果を数量的にあらわすことはまだできないが、極めて大きなものである。さらに、森林総合産業の創出は「環境消費型産業から環境育成型産業への転換」であり、地域環境面での治山治水や水源涵養、快適環境形成や景観などの文化面において大きく貢献する。地球環境面においても森林の健全化は温暖化防止に貢献する(「地球温暖化対策推進大綱」では京都議定書の6%削減約束のうち3.9%に相当する1,300万炭素トン程度を森林の吸収により確保することが目標)。

6. 講じようとする支援措置の番号及び名称

10901 地域再生産用支援ネットワーク事業の集中化

11203 地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の設置

230003 バイオマスタウン(仮称)の実現に向けた取組み

7. 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業

(1) 木質バイオマス利用の調査・研究

別紙「新城市の木質バイオマス利用の調査・研究に関するレジュメ」(平成16年3月5日付け)参照

(2) 木質バイオマス利用市町村連絡会

平成15年9月25日、東三河17市町村で発足。新城市が事務局。

(目的)

森林へのこれまでのかかり方を見直し、新たな仕組みづくり、具体的な取り組みを「木質バイオマス利用」を中心に考えていこうとするもの。

(3) 森林資源活用研究会

平成16年3月17日発足。新城市と国立大学法人豊橋技術科学大学との連携を中心とした調査・研究組織。

(目的)

豊かな地域資源である森林をバイオマス利用の観点を中心として総合的に調

査・検討すること。

- (4) 持続可能な森林地域社会の創成を可能にする ForEST システムの提言
先端技術を活用した農林水産研究高度化事業 - 現在、農林水産省に申請中

- (5) 水源税(仮称)
愛知県と東三河 17 市町村で構成する「財団法人豊川水源基金」で検討、導入予定。「水源税」(仮称)は豊川流域市町村および住民が森林の適正管理を目的に負担するもの。水源涵養を中心とした森林管理とその負担のあり方について検討中。

8. その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

地方公共団体間の財源調整

豊川流域を中心とした近隣市町村との連携

事業実施場所が新城市の行政区域外におよぶ場合も想定されるため、地方財政法などに関連する調整が必要。

別紙 支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容、支援措置を受けようとする者及び支援措置を講じようとする日

別紙

1. 支援措置の番号及び名称

10901 地域再生雇用支援ネットワーク事業の集中化

2. 当該支援措置を受けようとする者

新城市(地方公共団体、面積 117.94km、人口 36,282 人)

3. 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

森林の多様な機能と価値に着目した新規産業化・雇用機会を確立するとともに、「森林職能者リスト」を作成し、基幹林業労働者、森林土木作業員、森林施業管理者、自然環境学習指導員、森林作業インストラクター、森林資源の商品化プランナー、市民参加の森づくりボランティアリーダーなどの求人ニーズに的確に対応する。

「森林職能者リスト」の作成は、森林資源活用センター(事務局は、愛知県新城市字西入船 5-2 新城市勤労青少年ホーム内に置く)が行う。登録の対象者は、新城市を含む東三河(豊川流域)の森林を対象に活動している、あるいは活動できる者とする。9 月末を目途に「森林職能者リスト」の作成作業を完了し、10 月から無料職業紹介事業を開始する。

この取組によって、地域内の森林資源を多面的に活用することのできる人材が発掘でき明確になるとともに、新規ビジネスチャンスの拡大につながる。

支援措置としては、(1)情報・ノウハウの「ワンストップ相談窓口」の設置、「地域再生雇用支援連絡会議」の開催、無料職業紹介のノウハウの提供、(2)支援・協力の無料職業紹介事業に対する支援・協力、市町村と一体となった効果的な職業紹介・情報提供の実施、地域再生のための就職支援の実施などを想定している。

具体的には、次のとおり。

(1) 情報・ノウハウ

「ワンストップ相談窓口」の設置

新城市が事務局をつとめる森林資源活用センターに対する雇用・労働問題面での助言支援。

「地域再生雇用支援連絡会議」の開催

森林資源活用センターが計画する雇用・労働問題をテーマとする会議への参画。情報・意見交換。

無料職業紹介のノウハウの提供

森林資源活用センターが計画する「森林活動研修会」への講師派遣、ノウハウの提供。

(2) 支援・協力

無料職業紹介事業に対する支援・協力

森林資源活用センターが作成した「森林職能者リスト」のうち、登録者本人が公開することに同意している情報の提供。

市町村と一体となった効果的な職業紹介・情報提供の実施

無料職業紹介事業届出前における森林の保全・改善、活用に関する求人・求職に関する助言・指導および情報提供。事務・雑務は新城市が事務局をとめる森林資源活用センターが行う。

地域再生のための就職支援の実施

「森林職能者リスト」を活用した求人・求職活動の支援。

「森林職能者リスト」の具体例

- ・ 森林インストラクター
- ・ 環境カウンセラー
- ・ 森林管理技能者
- ・ 立木伐採技能者
- ・ 林道整備技能者
- ・ 木材搬出技能者
- ・ 製材技術者
- ・

具体的な内容については、「地域再生推進のためのプログラム」(平成16年2月27日地域再生本部決定)を踏まえ、愛知労働局と協議する。

なお、この取組は、「愛知県林業労働力確保支援センター」(別紙)とも連携して実施する。

別紙

1. 支援措置の番号及び名称

11203 地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の設置

2. 当該支援措置を受けようとする者

新城市(地方公共団体、面積 117.94km、人口 36,282 人)

3. 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

「特定地域プロジェクトチーム」を設置して取組むべき課題

森林総合産業の創出の重要な一環を担う「特定地域プロジェクトチーム」が取組むべき課題は、森林の整備・木材加工などに伴う木くずや河川管理・道路管理に伴う木竹・刈草などを有機質資源(バイオマス)として有効に利用し、環境負荷の少ない地域循環型社会システムと施設整備のあり方(施設の規模・内容、整備主体・運営主体など)を検討することである。

これは、管理放棄されている森林の整備促進、山地に切り捨てられている林地残材を搬出し有効利用する上で欠かすことのできないことである。また、平成9年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により焼却施設の構造・維持管理基準が強化されたこと、および平成12年1月にダイオキシン類対策特別措置法が施行されたことにより、それまで個々の製材所などで焼却されていた木質系廃棄物の処理が困難となり救済措置を求め提出されている「陳情書」(平成12年12月25日付け 新城製材協同組合・鳳来町製材協同組合から新城市へ)に対応する木質バイオマス利用事業化の取組として継続しているものの発展形態でもある。さらに、国・県・市町村が行う河川管理や道路管理などに伴う木竹や刈草などの適正処理と有効利用を進める上でも大きな役割を担うものである。

「特定地域プロジェクトチーム」設置の必要性

上記の課題に適切かつ効果的に対応するためには、廃棄物の処理と資源リサイクルをめぐる法制度上の解釈と運用の問題があり、関係諸機関の調整が必要である。例えば、製材業に伴う副産物(木くずなど)を産業廃棄物とするか、資源とするかの違いは、それを扱う施設の法的性格・施設の構造基準・内容・規模や整備主体・運営主体

をどのように想定するかにかかわってくる。それを調整し、方向性を明確にすることは、木材関連業や土木建設業をはじめとする地域産業にとって極めて大切なことである。

不要になって困っている地域の厄介者(=ごみ)を地域の豊かな未来を切りひらく資源とするためには、「ものに対する見方」と「地域の物流システム」・「資源活用システム」をドラスチックに見直すことが必要である。森林総合産業の創出にかかる「特定地域プロジェクトチーム」は、さまざまな領域の人々、異業種および流域の連携により、新たな地域経済システム - 持続可能な資源循環型社会のビジョンとその構築方策を明確に示す重要な役割を担っている。

取組を行うことで達成される成果

本「特定地域プロジェクトチーム」の取組により、廃棄物の処理と資源利用の棲み分け適正化が促進できる。特に、異業種および流域の連携により、ある一定のものを廃棄物から資源に切り替えることが進む。製材業などに伴うパークは、牛糞とまぜ発酵させることにより優良な農業用堆肥となる。現在、新城市内の三河材流通加工センター(愛知県新城市富岡字東門沢90)からJA愛知みなみ田原エコセンター(愛知県田原市比留輪12-345)に年間10,000m³弱のパークが搬入され堆肥化されている。堆肥の利用促進など資源循環システムを流域一帯で検討することにより、パークの処理量を現在の3倍(30,000m³)にすることができる。これは、三河材流通加工センターおよび田原エコセンターが目標としている数値でもある。

このほか、木質バイオマスのエネルギー利用(利用可能量 - 長期的には約38,000t/年)や飼料、敷き藁材など農業分野に活用するなど、地域経済の活性化(発電・余熱利用に伴う新規起業と産業廃棄物処理問題の解決という産業基盤の安定化)と新規雇用機会の創出が期待できる。

なお、当面利用できるものとして数量把握しているのは、製材業などに伴う木質系廃棄物13,580t/年、河川管理・道路管理に伴う刈草860t/年、河畔林整備に伴う木竹約1,000t/年である。

「特定地域プロジェクトチーム」に参加を想定している関係機関

森林総合産業の創出に伴う「特定地域プロジェクトチーム」には、国土交通省(中部地方整備局豊橋河川事務所)をはじめ愛知県(新城設楽建設事務所、新城設楽農林水産事務所新城林務課、企画振興部地域振興課、環境部廃棄物対策課)、JA愛知東農業協同組合、土木建設業者などを想定している。事務局は、新城市がつとめる。

別紙

1. 支援措置の番号及び名称

230003 バイオマスタウン(仮称)の実現に向けた取組み

2. 当該支援措置を受けようとする者

新城市(地方公共団体、面積 117.94km、人口 36,282 人)

3. 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

木質バイオマス利用を中心とした新エネルギー利用システムを家づくり・まちづくりの段階から進めるためのビジョンと実現プログラムを策定し、実施する。

これは新城市が平成 14 年度に策定した『新城市地域新エネルギービジョン』(基本理念 - 山の湊しんしろの地産地消)と平成 15 年度の木質バイオマス利用事業化調査結果を踏まえ、それを実現しようとするものである。内容は、森林など豊かな地域資源を最大限活用した再生可能な自然エネルギー利用の推進と荒廃した森林などの地域環境の改善、地域経済の再生・活性化をめざすものである。

具体的には、木質バイオマス資源化センターを軸にしつつ、木質バイオマス利用システムとその実現を促進する行政・民間事業所・市民および市民団体の責任と役割を明確にする。

取組にあたっては、国の「地球温暖化防止森林吸収源 10 ヶ年対策」(平成 14 年 12 月 26 日 農林水産省)、『バイオマス・ニッポン総合戦略』(平成 14 年 12 月 27 日 閣議決定)、「バイオマス利活用フロンティア推進事業」(平成 15 年 2 月 農林水産省)の考え方を活用する。

なお、バイオマスタウン構想の実現に向けた地域の取組に対する支援の在り方について結論が出された際には、それに沿って取組を行っていきたい。